

桶川市老人ホーム入所判定委員会設置要綱

(昭和60年2月21日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、福祉事務所長が老人ホームへの入所措置の開始及び変更等に関し、その要否を判定するため、福祉事務所内に設置する桶川市老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、社会福祉主事、保健所長、医師、地域包括支援センターの長及び老人福祉施設代表者で構成する。

2 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ、委員長の指定する委員がその職務を行う。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、高齢介護課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。